

核融合科学研究所教育会議規則

制 定 平成9年3月31日 規則第5号

最終改正 令和5年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号。以下「規則」という。）第17条第6項の規定に基づき、教育会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 会議は、所長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究所における大学院教育協力に係る事項の企画
- (2) 大学院生及び連携協定に基づく学部学生の教育協力の在り方等に関する事項
- (3) 特別共同利用研究員に関する事項
- (4) インターンシップ（研究体験を主たる研修目的とするものに限る。）に関する事項
- (5) その他、大学等との教育に関する協力に係る事項

(組織)

第3条 会議は、研究所の研究教育職員のうちから選任された委員をもって組織する。

2 前項の構成員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項の構成員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の構成員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、構成員のうちから所長が指名する。

2 議長は、会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した構成員が、議長となる。

(定足数及び議決)

第6条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会等)

第8条 会議に、第2条の任務を遂行するため、必要に応じて、委員会を置くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、管理部研究支援課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成9年3月31日に施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 核融合科学研究所大学院教育協力委員会規則（平成元年規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年10月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年11月14日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。